

屋内禁煙の飲食店は、出入口の見やすい箇所に 禁煙標識を掲示するようにしてください

「山形県受動喫煙防止条例」では、屋内禁煙の飲食店は、出入口の見やすい箇所に禁煙標識を掲示するよう努めなければならない、と規定しています。(令和2年4月～)

山形県では、禁煙標識（ステッカー）を配布しています。
ぜひ、ご活用ください。

山形県では、喫煙専用室等を設置せず、屋内禁煙としている飲食店等の皆様にご活用いただくため、禁煙標識（ステッカー）を交付しています。屋内禁煙であると表示すると同時に、受動喫煙の防止に積極的に取り組んでいる事業者であることをアピールできます。多くの方のご活用をお願いします。

1. 配布場所

各地域の県保健所又は県庁健康づくり推進課において配布しています。

お近くの配布窓口にご来所いただき、申込書に記入いただければ、その場で交付します。

2. 禁煙店の紹介について

- ・禁煙標識の交付を受け、標識を掲示した飲食店について、山形県のホームページ等で受動喫煙防止に積極的に取り組んでいる事業者として紹介させていただきますので、御承知くださるようお願いいたします。
- ・禁煙の飲食店として紹介させていただくほか、山形県の受動喫煙防止対策に積極的にご協力いただいていることをPRしていきます。



(縦15cm × 横11cm)

3. 配布窓口

禁煙標識の交付場所は以下のとおりです。最寄の県保健所等まで直接お越しください。

所属	担当課	電話	住所
村山保健所	地域健康福祉課	023-627-1183	〒990-0031 山形市十日町 1-6-6
最上保健所	地域保健福祉課	0233-29-1267	〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034
置賜保健所	保健企画課	0238-22-3004	〒992-0012 米沢市金池 7-1-50
庄内保健所	保健企画課	0235-66-5476	〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1
本庁	健康づくり推進課	023-630-2313	〒990-8570 山形市松波 2丁目 8-1

「禁煙標識」交付申込書

○次の遵守事項を確認し、禁煙標識の交付を申し込みます。

- (1) 「禁煙標識」を店舗（施設）の出入口付近の見やすい場所に掲示します。
- (2) 「禁煙標識」を掲示した店舗（施設）の閉鎖や移転、屋内禁煙をやめる等の変更がある場合は、県に連絡します。
- (3) 国の法律及び県の条例等の規定を遵守し、受動喫煙防止に積極的に取り組みます。

【対象施設】	店舗（施設） 名称（※）			
	営業形態 （※）	（レストラン、ラーメン店、喫茶店、居酒屋、コンビニ等）		
	所在地 （※）	〒		
	連絡先 （※）	電話		
		F A X		
		メール		
	経営者 <small>（企業の場合は企業名も）</small>			
管理権原者 又は管理者	<input type="checkbox"/> （経営者と同じ場合は□にレを入れてください）			
禁煙化 の状況 （※）	1. 禁煙化済み 2. 禁煙化を予定（ 年 月から）			

○ 山形県では、「禁煙標識」を掲示した飲食店（上記※の項目）を県のホームページ等に掲載し、「受動喫煙防止対策推進店」として積極的に受動喫煙防止に取り組んでいることを、広く紹介していきます。

（ ※公表を希望しない、という場合はチェックしてください ⇒ ）

令和 年 月 日 申込者： _____